

平成22年度 第1回村上地区地域審議会 議事録

1. 開催日時 平成22年6月29日（火）19:00～20:55
2. 開催場所 村上市役所 5階 第4会議室
3. 出席委員 佐藤利和、横山昭夫、當摩 豊、佐藤久也、吉田雅博、
木村 徹、佐藤芳男、佐藤 忠、高橋邦丕、村山優子
4. 欠席委員 板垣藤生、佐々木綾子、
5. 出席職員 相馬企画部長
(事務局) 政策推進課；竹内課長補佐、船山係長
大滝主査、高橋主査、渡辺主任
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

平成22年度 第1回村上地区地域審議会次第

日 時：平成22年6月29日（火）19:00～
会 場：村上市役所本庁5階第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 正副会長選出

5 報 告

(1) 合併市町村基本計画掲載事業の進捗状況等について

(2) 平成21年度地域審議会からの意見書について

6 議 事

(1) 今年度の地域審議会の進め方について

7 その他

8 閉 会

会議経過

1. 開会 (19:00)

事務局； 定刻となりますので、お手元の資料の確認をお願いいたします。なお、この審議会については原則として公開になります。委員名簿および議事録についてもホームページ等で公開となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これからはじめさせていただきますが、会長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。では、はじめに企画部長からごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

企画部長； 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。この村上地区の地域審議会については、政策推進課が事務局として担当いたします。委員の皆様には、このたびの就任をご快諾いただきまして厚くお礼申し上げます。引き続きお受けいただいた皆様と、新しくお引き受けいただいた皆様がおられますが、2年の任期となりますのでよろしくお願いいたします。

この地域審議会は、各地域が均衡のある発展を目指して五つの市町村が合併しましたので、当時の合併の法律に基づいて、旧自治体ごとに審議会を置くということでスタートし、今にいたっております。合併の計画の期間、この審議会を継続することになっていまして、平成20年度から10カ年の合併の計画をもっていますので、10年間この審議会が開催される決まりになっております。

平成20年度につきましては、はじめての年度でありましたが、新しい総合計画、まちづくりの計画をつくるにあたり、それぞれの地域のまちづくりの方向性を諮問いたしまして、それぞれの地域でご審議いただき、答申いただいたものをもとに総合計画をまとめてきたところであります。

昨年度21年度におきましては、市長からの諮問は行わず、それぞれの地域で地域の活性化についてご議論いただきました。これは年度末に意見書の形で、それぞれの審議会から市に提出していただき、後ほど報告させていただくということで、市では受け止めているところであります。

本年度については、後ほどご議論いただくように、これから村上市では市民の皆さん、地域の皆さんと協働でまちをつくっていくことを大きな柱としています。その方向性について、それぞれの審議会からご意見をいただきながら進めていくというようなものをご提示する運びで検討しております。

いずれにいたしましても、審議会の皆様方には、まちづくりの大きな部分を担っていただくということになりますので、何分よろしくお願いしたいと思います。長くなりましたが、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

3. 委嘱状交付

事務局； それでは次第の3、委嘱状の交付でございます。次第の裏面に名簿をつけさ

せていただきました。これから順次回りまして、お一人ずつ委嘱状の交付をさせていただきますと思います。私のほうでお名前をご紹介させていただきますので、その場でご起立をお願いいたします。

【委嘱状交付】

事務局； 以上10名の方に委嘱状の交付をさせていただきました。なお、板垣委員、佐々木委員のお二方については、本日ご都合がつかないということで欠席しております。よろしくお願いいたします。

4. 正副会長選出

事務局； 次第の4、正副会長の選出でございます。審議会の正副会長の選任についてですが、協議書では、会長、副会長は委員の互選によるとあります。どのように決めたらよろしいか、ご意見を頂戴したいと思います。

委員； 事務局で何か腹案はありますか。

事務局； 今ほど事務局に腹案はないかということですが、私どもでお願いしたいと考えている方を発表いたしまして、ご承認をいただく形でよろしいでしょうか。

一同； 異議なし。

事務局； では発表させていただきます。事務局といたしましては、会長に佐藤久也委員、副会長には佐藤利和委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

一同； 異議なし。

事務局； 異議なしということですのでよろしくお願いいたします。それでは会長、副会長は席の移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長から一言あいさつをお願いいたします。

会長； このたび会長になりました商工会議所会頭の佐藤です。よろしくお願いいたします。2年間ということで務めさせていただきますが、今年度は4回開催させていただいて、先ほど部長から話があったとおり、市長からの諮問ではなく、ご意見を聞くということですので、皆様方の気軽なご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

副会長； 皆様お晩でございます。場違いなところに座って、少し面食らっておりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局； ありがとうございます。

第1回目ということで、はじめての方もいらっしゃいますので、事務局の自己紹介もさせていただきます。

【事務局の自己紹介】

事務局； それでは次第5に入りますが、この後につきましては協議書の規定により、会長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

5. 報告

(1) 合併市町村基本計画登載事業の進捗状況等について

会 長； それでは今までの報告ということで、「市町村合併の基本計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局； 説明させていただきます。資料1になりますのでご覧ください。今日、皆様にご持参いただいた「合併市町村基本計画」に登載されている事業の実施状況と、昨年度策定されました「第1次村上市総合計画」にどのように反映されているかについて説明いたします。

この資料1の表は33事業について掲載されています。「合併市町村基本計画」策定時の計画額と平成20年度21年度の実績額、平成21年度末現在の執行状況について「完了」「実施中」「未着手」という表示で記載しています。その右の「総合計画掲載状況」は、8年間の額および計画年度として掲載しています。

具体的な事業として村上地区独自ではどういう状況かといいますと、14-1「小中学校施設整備事業」とあります。これは山辺里地区の統合小学校ですが、実施中であり、総合計画でも平成22年度までに完了する予定になっています。

続きまして、15-1「上水道整備事業」についても実施中ということで、平成21年度から27年度までの計画として掲載されています。

16-1「簡易水道施設整備事業」ですが、これは上海府と瀬波の簡易水道の統合ということで、平成21年度から23年度で完了する予定になっています。

また、17-1「公共下水道整備事業」についても、現在実施中です。平成21年度から26年度までということで掲載されています。

続いて、18「農業集落排水整備事業」につきましては、上海府の工事が22年度まで、21年度に門前・鋳物師の工事が完了してしまして、この後、羽下ヶ淵の機能強化や山辺里の機能強化が予定されています。これについては21年度から23年度までと、27年度から28年度までということで掲載されています。事務局からの説明は以上でございます。

会 長； 簡単に説明がありましたが、何かお聞きしたいことはあるでしょうか。

この未着手で予算ゼロというのは、しないということですか。

事 務 局； 4番「地区生涯学習拠点施設整備事業」につきましては、議会等で議論いただきました山北支所の庁舎建設との関係があって、そちらは住民を交えての委員会を立ち上げています。支所の建設関係で「旧山北分校」を利用したほうがいいのかという意見もありまして、総合計画をつくる段階ではその計画は25年度以降だけでも、その計画額を入れることができなかったというのが実情です。旧山北町のものを利用したほうがいいのかという議論でしたので、ここで事業費を入れることができなかったということです。

それから19番「岩船東部線（仮称）林道開設事業」がゼロの理由は、合併基本計画作成時は市町村の負担金が発生していましたが、今年度から県営事業の林道については、市町村から負担金をいただかないということになりました。県が国に払わない代わりに市町村からもいただかないという話になりました。市民の財政負担はゼロですが、事業は継続して進めていくという意味です。

同じく21番「道路整備事業（松山～瀬波上町）」についても、道路の負担金はゼロということです。

21年度末では、未着手で工事に入っていませんが、今後としては右の計画年度中に、引き続き進める計画ですが、その計画額はゼロというのが実情です。

会 長； そのほかに皆さん、ご意見はありませんか。

委 員； 23番「魅力ある集落づくり事業」、24番「百姓やってみ隊推進事業」とはどのような取り組みですか。

事 務 局； この二つはソフト事業でありまして、金額的にはほかのものに比べて小さい事業ですが、これから合併したときには、こういう事業を継続して展開を図っていこうということで載っています。

具体的にこの二つは旧山北町で取り組んでいた事業であります。「魅力ある集落づくり事業」というのは、山北地区は集落が点在しており、合併前、集落のまちづくりに町として支援しておりました。これは新市としても大事だということで、ソフト事業として項目にあげました。

24番の「百姓やってみ隊推進事業」は、市外の方に農業体験を通して地域の魅力を発信するという取り組みで、スタートは嫁婿対策でありました。マンネリ化したのもありまして、農業体験や地域との交流を深める中で、交流・定住を図るような施策に展開していきました。このようなソフト事業は新市としても活用していこうということで登載しています。

委 員； 旧山北町でしていた事業ということですが、山北地区以外でこの事業をする計画はあるのでしょうか。

事 務 局； 23年度から市役所の仕組みを組織も含めて変えます。議事の中でもご審議をお願いしたい「協働のまちづくり」の仕掛けを大きく進めようとしています。その中で、山北地区だけでなく、各地域に合った形のまちづくりに変貌させるため、23年度からの新しい仕掛けを考えていくために下準備をしています。

会 長； そのほかにありますか。

委 員； 5-1と5-2の「地域情報基盤整備事業」とはどういうものでしょうか。

9「地域防災基盤整備事業」、10「防災行政無線整備事業」について説明をお願いします。

事 務 局； 5-1、5-2「地域情報基盤整備事業」というのは、光ファイバーの関係です。山北地区が平成20年度で終了しています。神林地区が着手しまして、今年度末までに完了する予定です。

9番の「地域防災基盤整備事業」については、荒川地区の消防団の使う消防積載車や消防小屋の整備がほかの地区に比べて遅れているということで、合併を契機に整備していきたいという計画です。

10番の「防災行政無線整備事業」につきましては、デジタルによる防災無線の市内統合経費と捉えていただければと思います。

会 長； 「実施状況」の計画額と「総合計画掲載状況」の計画額が違うのはなぜか。

事 務 局； 合併時点では、実施設計や設計額がまだ確定されたものではありませんし

た。それからいろいろな諸事情や法律改正により、総合計画ではもう少し精査された数字という形での変動分ということです。増減もありますし、より精度の高い数字で総合計画に掲載したとお読み取りいただければと思います。

ただし、平成20年度からの事業もありまして、総合計画では平成21年度からの数字ですので、その辺のズレは生じています。

会 長； わかりました。25番「地域産材利用住宅等建築奨励事業」の金額は大幅に違いますが、どういうことでしょうか。

事 務 局； 25番「地域産材利用住宅等建築奨励事業」は、22年度から制度の拡充をさせていただき、政策を拡大した形になります。

(2) 平成21年度地域審議会からの意見書について

会 長； 昨年度出されました地域審議会からの意見書について説明をお願いします。

事 務 局； 昨年度一年間をかけまして、村上地区の活性化について意見書の提出をいただいたところであります。資料2をご覧くださいと、6項目にわたって当地域からご提言をいただきました。平成21年度は新市の総合計画の策定期間と審議会でご議論いただいた期間が重複した関係もありまして、地域の意見が総合計画にどのように反映されたかということ、必ずしもイコールではありません。

総合計画は21年度から24年度までが前期計画、25年度から28年度までが後期計画、展望計画としています。24年度に後期の計画づくりを進めます。昨年度ご提言いただいたものに関して、8年間の総合計画の中で今現在、市としてどのように捉えているかを説明させていただきまして、ご議論いただきましたものを後期の計画づくりに反映させていきたいと思っております。それでは、意見書に対する市の方針を説明いたします。

《資料2 意見書に対する市方針の説明》

- 1 『定住・交流人口に関すること』
- 2 『産業に関すること』
- 3 『市民意識に関すること』

会 長； 前半の3番まで説明していただきましたが、皆さん意見はありますか。2番の「地産地消推進計画」とはどんなものですか。

事 務 局； 行政のほかに農業関係、漁業関係、旅館協同組合や農協も参加していただいて作成したものです。農商工と連携して、食育や地産、地域のを地域でよりよくしていこうというもので、農林水産物や食育の関係を絡めた計画です。本日は資料の用意はできませんでしたが、ホームページに掲載しています。

会 長； 地産地消とはいっても使いづらい部分があるので、その辺も協議して考えてもらいたいと思っております。

委 員； この地域で唯一、中条に市場がありますが、今その取り扱いが減っていて、地元の食材がなかなか集まらないという現状も聞いています。その辺も改善していかないと地産地消につながらないし、流通ルートにいかに乗せるかというのも大きな課題だと思います。

委 員； 野菜の生産者の立場からすると、収支が合わないのが実態です。地産地消と

いうのは付加価値を付けていかないと農家自体も成り立たず衰退しています。米粉についても、新潟県そして下越が中心で、全国的にはまだまだ消費が伸びない、生産ができていないということで、農家としては非常に厳しい状態です。

会 長； そのほかに何かありますか。

委 員； 『産業に関すること』で、企業設置奨励条例の見直し実施とあるが、具体的にどうしているのか。

事 務 局； 企業設置奨励条例ですが、県が中心となって団地を造成して、企業誘致を図っています。村上市としては、一定の規模、一定の投資、ある程度の雇用を生んでいただくような投資の仕方、または増築、進出等については、基本的に3年間、固定資産税を免除するというのがあります。そのほかに、規模拡大のために土地を求めるときに、一定の雇用、一定の投資等をクリアすれば、土地の取得費の何割かを市が補助するというのがあります。実際、数年前に土地の取得費として補助をした企業もあります。

村上市に来ていただける企業、または業種としてどのようなものがあるか、担当で見直して、それをまとめたものを議会に提案して、できれば今年度中に新しい条例でPRしたいと思っています。

委 員； 構想はすばらしくても、来てくれる企業がなければ意味がないので、宣伝とか、働きかけもしっかりしていただければと思います。

会 長； それでは、意見書に対する市の方針について、後半の説明をお願いします。

事 務 局； では説明いたします。

《資料2 意見書に対する市方針の説明》

4 『教育・福祉に関すること』

5 『まちづくりに関すること』

6 『行政に関すること』

会 長； 全体的に皆さん、お聞きしたいことはありませんか。

委 員； 生きがいの部分で、福祉をする前に高齢者が楽しんでいけるようなことを考えてもらいたいです。そうすれば、みんな元気に過ごしていけると思います。

会 長； 「健やか・子育て応援プロジェクト」とは具体的にどういうことをやろうとしているのでしょうか。

事 務 局； 重点施策としては、子どもの医療費助成の拡充、地域医療ということで夜間救急体制の充実、健康寿命を延ばす保健介護予防対策の推進等です。細かいところは総合計画をご覧いただければと思います。

会 長； 産業元気づくりの支援はどうなるのか。

事 務 局； 産業の支援については、制度としては継続しています。ただし、同じ団体がずっともらえるものではなく、期限がありますが、制度的にはこれからも継続していきます。

会 長； 商店街の活性化で空き店舗対策とあるが、貸す側と借りる側で賃貸料金について温度差があって、なかなか貸してもらえないというのがあります。市から補助をすれば、貸す側もスムーズに貸せるのではと思います。

事 務 局； 空き店舗については、単価的なこともありますが、中には思い入れのある建

物なのでいじらないでほしいという条件をつける場合も多いと聞きます。単なる金銭的なものだけではないので、なかなか難しいのかと思います。

集落でも空き家が増えているのが現状です。空き家・空き店舗については、それぞれの地域・立場でしっかり方向性を出した上で議論しなければいけないと感じています。

委員； 若者が集まるリハビリ大学等への助成や連携はどのように考えていますか。

事務局； この春からリハビリ大学として設置されましたが、地元の応援というのもこれから非常に大事になってきます。その中で、運動施設について地元で提供できないかという話がありました。これについては、議会の同意を得まして、最低20年はお貸しするという条件をクリアし、神林地区の統合した学校の用地を市で整備いたしまして、そのグラウンドを大学に提供することになりました。

今後については、行政側と定期的に情報交換等をしながら連携をとっていくのが必要ではないかという大学側からの要望もありましたので、市としても検討をしながら、支援のあり方や地域との関わり等について議論していきます。

委員； 総合計画にある『元気“eまち”村上市』の“e”の中にはどんな意味があるか教えていただきたい。

事務局； 総合計画の23ページをご覧ください。“eまち”には、「住んでいいまち」「訪ねていいまち」という意味があります。“e”には、環境 (Environment)・永続性 (Eternity)・誠実 (Earnest)、そしてエコロジーとエコノミー (環境的に持続可能な経済) という意味となっています。

この将来像について、当初の事務局案としては一般的なものを提示していましたが、高校生と市長の懇談会の中で、「こんな将来像は全国どこにでもある」「何のインパクトもない」「若い世代は興味を示さない」と言われました。これを踏まえていろいろ検討していく中で、今のこの将来像に決定いたしました。

委員； 「障害福祉計画」の中で、免許の支援金というのがあると思いますが、どこに載っていますか。

事務局； 免許の取得に関する支援金というのは、市の予算の中にはなかったかと記憶しています。その代わりに、障がいのある方が運転できるような車の改造関係と免許関係は県補助制度がありまして、それに市が上乘せする形での補助制度はありますが、確認します。

後日確認：免許取得についても支援制度はあります。

委員； 来年の3月までには高速道路が朝日地区までつながります。新潟からの通勤圏にもなると思いますが、市外からこちらへ定住してもらうための子育て等の支援や具体的な計画などはありますか。

事務局； 現在の8年間の事業計画、前期後期の中での具体的事業として、今のご提言を意識した具体的な計画はありません。

会長； 先ほどの企業誘致もあるけれどもなかなか難しい部分もあるので、定住の里づくりへ向けて、例えば定期券は市で負担するとか、高速料金を何割か負担するなど、村上に住んでもらうための方向性を考えたほうがいいと思います。

事務局； これからはそのようなことも含めていろいろと検討しなければいけないと思いますが、地元や近くに住んでいてその恩恵を受けない人との差をどうフォローするかなど、行政としてはその辺も確立しておかないと、市民にはなかなかご理解いただけない部分もあります。

会長； あまり深く考えると何もできない気がします。

委員； 実際20年後には人口が4万人を切るかもしれないという予想が出ています。そういうことを考えれば、よそから来た方に対してそれなりの支援をするというのは、行政として市民の理解は得られるのではないかと思います。

事務局； 総合計画は前期の計画と後期の計画で分けてありまして、今のような話で反映できるものはいろいろと議論の上、検討していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

会長； 5番の『まちづくりに関すること』で、村上地区には武家屋敷や町屋がありますが、「まち」に合った建て替えや改築などをしたら、行政としていくらか補助する仕組みがあればいいと思います。

事務局； 二之町や武家屋敷ではありましたが、町屋のほうではありませんでした。平成23年度から24年度にかけて景観計画をつくるという方針です。都市計画の中で、地区指定をして、この地区はこんな景観にしようというものであり、お願いするだけではなかなか難しいので、そのような仕組みについても当然、議論の対象になると思います。

会長； 補助でなくても例えば、大町小町のアーケードは個人の所有になっていますが、かなりみすぼらしくなっています。個人でお金を出せなかったり、中には住んでいないところもあって、そういう場合は市のほうで整備し、すっきりさせるようなことを打ち出したらどうでしょうか。

事務局； 今ご指摘の地域についてはいろいろと議論がありまして、ここでそうですねとは言えませんのでご理解をお願いします。

委員； 空き店舗対策というのは、一軒一軒やっていっても先が繋がっていかなくて、商店街全体として考えていくと、割と成功しているところが多いと聞きます。アーケードの問題も全体として考えて整備を進めていけば、空き店舗にも人が入ってくると思います。

6. 議事

(1) 今年度の地域審議会の進め方について

会長； 議事について事務局から説明をお願いします。

事務局； 資料3をご覧ください。会長のあいさつにもありましてとおり、平成22年度は市長からの諮問は行わない予定です。

今回お願いしたいのは、平成23年度から「市民協働のまちづくり」というものを推進することにしていきます。これについて、こちらからいろいろな提案をさせていただいたものについて、地域審議会としてご意見を頂戴したいと思います。これで決定するというのではなく、こういう風にしたらいいのではないかとご意見をいただいて、「市民協働のまちづくり地域づくり協議会」に

これを踏まえたご提言をしていただきたいということです。

第1回目の今日は、このような進め方でよろしいのか議論をしていただきたいと思います。

9月に予定している第2回目では、「市民協働のまちづくり指針」の概略について説明します。

それから二つ目として、地域組織（地域協議会）のあり方についてご提案させていただきます。各地区それぞれのあり方の基本的な部分について、市の考えを提案したいと思います。村上地区の地域審議会には、村上地区の地域協議会はこの構成でどうかというものを提案させていただいて、いろいろなご意見を頂戴したいと考えています。

三つ目として、新たな地域づくり協議会をつくったときに市としましては、財政支援も当然考えていきます。財政支援するにあたって想定しているものなどを提案させていただきますので、あり方等について、委員のご意見を頂戴したいと思います。資料は事前配付いたしますが、具体的なものは7月から内部で検討し、9月に皆様からのご意見を集約させていただき、第3回で取りまとめたいと考えています。23年度からの予算への反映や交付するための例規などの整備を考慮し、11月中を目標にしていますが、ぜひ第2回までにご意見を出していただき、第3回で集約させていただきたいと思います。第4回は、いよいよ「市民協働のまちづくり」の姿が見えはじめてきて、議論がまた活発になっていくかと思います。その中で、方向性というのを審議会としての参考意見をまとめていきたいというのが、現在の方針であります。

地域協議会がすることは、実際に活動する協議会のメンバーの方が自分たちで決めないと、継続性の面でもうまくいかない可能性がありますので、地域審議会の皆様には、こんな方向性があるのではというような参考意見をご提示いただき、集約させていただきたいと思います。

以上のような年4回のスケジュールで、今年度は開催させていただきたいと思いますので、ご審議をお願いします。

会 長； 地域組織というのは、村上地域をまた細かくするという意味ですか。

事務局； 地域の活動に財政支援をするというのは、はじめてのものであり、旧5市町村のときもこのようなものはありませんでした。この前段の一部を担っているのが、先ほどの山北地区のソフト事業であります。これを新しい形で、それぞれの地域がよさを発揮して、財政支援の活用により少し余力をもって、自分たちの活動を進めていくというようなイメージでいくのかと思います。

協議会については、集落単位でつくるという考えではありません。村上地区であれば、岩船、瀬波、山辺里など5地区、学校単位ぐらいでつくるのが基本的な考えであります。協議会の構成メンバーやエリア、うまく機能するための財政支援などを第2回目の審議会でご提示しますので、委員の皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。

委 員； 地域審議会とまちづくり協議会の関係について、もう少し具体的に教えてください。

事務局； 合併するときの法律の定めに従って設置したのがこの審議会であります。合併についての検証はこれからもしていきます。

協議会については、例えば一つの地域に一つの協議会ができて、今まで地区の公民館の分館が支えていたものを、その協議会が地域を主役にし、市の職員もスタッフとして一緒に、今までなかった財政支援も活用しながら地域の活動を進めていきます。

この協議会が成熟していったときに、審議会とどう整理していくのかという場面は出てくると考えられますので、今後進んでいく中で十分に整理していきたいと思っています。

会長； 来年のこの地域審議会の役割とは何か。

事務局； 地域審議会の役割、地域協議会の役割については、必ず議論になってきますし、今後ご提示して議論をお願いするときがくると考えられます。

実際、まだ立ち上がっていない地域協議会と、法律で定められた地域審議会の議論は、今現在として難しいと思います。しかし、23年度に地域協議会が立ち上がり、正式な協議事項として5地区の審議会で議論されていけば、いい方向につながるのではないかと思います。

会長； ほかに皆さん、何かありますでしょうか。

何もなければ、今年度の地域審議会の進め方について、この方向で進めてよろしいでしょうか。

一 同； 異議なし。

7. その他

会長； 「その他」について事務局で何かありますか。

事務局； 特に事務局では用意していませんので、委員の皆さんで何かありましたら、お願いいたします。

一 同； 特になし。

会長； 何もないようですので、これで終わりたいと思います。

事務局； ご審議ありがとうございました。最後に副会長から閉会のあいさつをお願いします。

副会長； 本日は不順な天気の中、夜分のお集まりにも関わらず、忌憚のないご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

当審議会も21年度は3回の会合をもって終了となりましたが、22年度以降の地域審議会の方針について、ただいま事務局から詳しく説明がありましたとおりでございます。その中で今晚が、22年度第1回目の審議会の開催になった次第です。

なお、年度替わりに入りまして、当審議会委員も新たな方も加わり、今後皆様には今以上にご苦勞をお願いすることと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

8. 閉会 (20:55)